

諮問番号：平成30年度諮問第27号

答申番号：平成30年度答申第26号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 請求人のうち長男（以下単に「長男」という。）が受け取った自動車事故に係る賠償金（以下「本件賠償金」という。）は、長男の保護受給前の自動車事故によるものであるから、保護開始時の資力ではない。

(2) 本件賠償金は、本件自動車の修理代であり、生活費に活用することはできないものである。

(3) 本件賠償金は、請求人のうち父（以下単に「父」という。）の収入ではないにもかかわらず、原処分は父宛てに行われている。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため事故発生時点を資力の発生時点として捉えることとされているから、請求人は保護開始時に資力を有していたと認められる。

(2) 保護は世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものと規定されていることから、世帯主であった父に返還を求めた原処分は妥当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、本件賠償金は長男の保護受給前の自動車事故によるものであるから、保護開始時の資力ではないと主張しているものと解される。しかしながら、自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生時点を資力の発生時点として捉えることとされており、本件賠償金の資力発生日は長男が保護を開始され

た日以前の日であって、長男の保護が開始された日には本件賠償金に係る資力は既に発生しており、それが後に換金されたのであるから、請求人の主張を採用することはできない。

- 3 請求人は、本件賠償金は、本件自動車の修理代であり、生活費に活用することはできないと主張しているものと解される。しかしながら、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであるから、本件賠償金は、請求人が既に支払った本件自動車の修理代を事後に補填されたものであったとしても、今後の最低限度の生活の維持のために活用すべきものであると言わなければならない。また、本件賠償金の受領後に請求人が本件自動車の修理代を支払うことになっていたとしても、保有の認められていない本件自動車に係る修理は最低限度の生活を越える生活需要なのであって、これは別途被保護者自身が確保すべきものである。したがって、その利用し得る資産を生活の維持のために活用すべきであり、保有の認められていない本件自動車の修理代に充てるために保護費の返還を免除することはできないから、請求人の主張は採用することができない。
- 4 請求人は、本件賠償金は父の収入ではないにもかかわらず、原処分は父宛てに行われているから、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。しかしながら、保護は世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとされ、長男が本件賠償金を受領した際、父及び長男は同一世帯であったのであるから、当該世帯に支給された保護費の返還を世帯主である父宛てに求めることに何ら違法又は不当な点はなく、請求人の主張を採用することはできない。
- 5 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年10月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、保護開始前の災害等に係る補償金等が保護開始後に支給されるような場合には、保護申請時において有する補償金等の損害賠償請求権はあくまでも保護開始時の資産であるので、原則として、当該資力を限度として支給された保護費の全額が法第63条による返還対象となるものの、自己による治療費や被保護者の自立更生のためのやむを得ない費用については、要返還額から控除して差し支えないこととされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、処理基準に従い、長男が受け取った本件賠償金の全額を返還額として原処分を行ったことが認められる。そして、本件の事実関係においては、自立更生の費用として控除すべきものがある特段の事情はうかがわれず、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点があるということとはできない。

この点、請求人は、本件賠償金は長男の保護開始前の自動車事故によるものであるから、保護開始時の資力ではないと主張する。しかしながら、処理基準では、保護開始前の災害等に係る補償金等が保護開始後に支給されるような場合には、保護申請時において有する補償金等の損害賠償請求権はあくまでも保護開始時の資産であるとされているところ、本件賠償金に係る損害賠償請求権が長男の保護開始後に発生したと認めるに足りる請求人からの主張及び証拠の提出はないから、本件賠償金は保護開始前の資力とみなされるものであり、請求人の主張を採用することはできない。

他方、請求人は、本件賠償金は、本件自動車の修理代であり、生活費に活用することはできないと主張する。しかしながら、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであるから、保護開始前の資力は全て今後の最低限度の生活の維持のために活用すべきものであり、最低限度の生活を越えた生活需要である本件自動車に係る修理代に充てることは認められず、請求人の主張を採用することはできない。

さらに、請求人は、本件賠償金は父の収入ではないにもかかわらず、原処分は父宛てに行われているから、原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、保護は世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとされ、長男が本件賠償金を受領した際、父及び長男は同一世帯であったのであるから、当該世帯に支給された保護費の返還を世帯主である父宛てに求めることに違法又は不当な点はなく、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美